

12月3日から9日は  
障がい者週間です



12月3日の「国際障害者デー」から12月9日までの1週間を、法律で「障害者週間」と定めています。

障がい者週間とは、市民の皆さんに広く障がいのある人について関心と理解を深めていただき、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

写真「佐野市社会福祉協議会主催 中学生夏休みふくし塾より」

## 「障がい」について気軽にご相談ください

### 身体・知的に障がいがある人に関する相談

障がい者相談支援センターみどり  
佐野市小中町1870番地7  
☎(24)5759

### 精神に障がいがある人に関する相談

相談支援事業所さの  
佐野市堀米町3905番地8  
☎(21)6811

○次の場所でも相談を受け付けています。お気軽にお越しください（要予約）。

「どんぐり」内相談室 佐野市大町2751番地1

毎週水曜日午前10時～正午（祝日・年末年始は除く）

※第1・3水曜は身体・知的、第2・4水曜は精神

## 「ひきこもり」についてもご相談ください

「ひきこもり」状態から抜け出すためには、第三者の関わりが必要であるといわれています。家族だけで抱え込まないで、その対応について一緒に考えてみませんか。ご本人からの相談もお待ちしています。

○市の相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時）

障がい関係の相談…障がい福祉課☎(20)3025

福祉全般の相談 …社会福祉課☎(20)3020

健康の相談 …健康増進課☎(24)5770

○県の相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時）

安足健康福祉センター健康支援課（足利市）☎0284(41)5895

## 佐野市サポートファイルについて

支援が必要なお子さんの生涯にわたるよりよいサポートを実現していくために、サポートファイルがあります。

保護者が持っているお子さんの情報を記録し、まわりの人の理解や手助けを必要としたときに、このファイルを活用することで、

- ①お子さんが安心して過ごすことができるように
- ②保護者と支援者が、そして支援者間でも、共通理解をもとにして、一貫した支援につなげることができるように
- ③お子さんのお子さんらしい歩みを整理することで、お子さんの成長の記録・家族の記録とすることができるように

との願いを込めて作りました。母子手帳に続くものとして、活用してみませんか？

## 障がい者を虐待から守りましょう！

10月1日から障害者虐待防止法が施行になり、障がい福祉課に障がい者虐待防止のための相談窓口が設置されました。

虐待は障がい者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないまま起きている恐れもあります。

虐待を防ぐためには、市民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さないで早期に発見することが大切です。

### ○虐待に気づいたら速やかに通報を

障がい者の虐待に気づいた人には、市への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。

## 各種手当のご案内

手当の名称	手当支給の対象となる方	月額
特別障害者手当	在宅で精神・身体に著しく障がいがあり、常時特別の介護を必要とする方	26,260円
障害児福祉手当		14,280円
在宅介護者介護手当	20歳以上で6カ月以上寝たきりまたは療育手帳A1の交付を受けている在宅の障がい者を常時介護している方	12,000円 または6,000円
特定疾患福祉手当	栃木県の定める特定疾患に該当し、受給者証の交付を受けている方	3,500円
精神障がい者福祉手当	精神疾患で任意入院または医療保護入院中の障がい者を保護している方	10,000円 または3,000円
特別障害児手当	20歳未満で精神・身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を養育している方	50,400円 または33,570円

■ 問合せ・連絡先 障がい福祉課 ☎(20)3025